

小型無人機等の適正利用に向けた情報提供の協力について（要請）

平成27年4月22日に、首相官邸屋上において小型無人機が発見された事案を受け、政府は同月24日に「小型無人機に関する関係府省庁連絡会議」を設置し、重要施設の警備態勢の強化策及び運用ルール・法規制の在り方等について検討を進め、航空法の改正（平成27年12月10日施行）を行い、小型無人機の運航に係る一般的なルールを定めたところです。

また、平成28年3月17日には、重要施設周辺での飛行禁止に関して、「国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律」（平成28年法律第9号。以下「小型無人機等飛行禁止法」という。）が成立したところです。

これらを踏まえ、小型無人機等の適正利用に向けた情報提供の協力について、下記のとおり要請いたします。

記

平成28年3月17日に成立した小型無人機等飛行禁止法により、対象施設周辺地域の上空における小型無人機等の飛行が禁止されます。これに違反した場合には、警察官等による命令の対象となるほか、対象施設及びその指定敷地等の上空で小型無人機等を飛行させた者や警察官等の命令に違反した者は刑罰（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）の対象となります。

その上空において小型無人機等の飛行が禁止される対象施設周辺地域は、対象施設（国会議事堂等、内閣総理大臣官邸等、政令で定める国の行政機関の庁舎、最高裁判所の庁舎、皇居等、指定された政党事務所、指定された外国公館等、指定された原子力事業所）の敷地又は区域及びその周囲おおむね300メートルの指定された地域であり、法が施行される4月7日以降（※）に指定され、明確になります。警察庁では、法の施行に際し、ホームページに当該地域の地図を掲載するなど、法の内容について周知する予定ですので、その内容を貴協会の関係団体に周知するよう要請いたします。

※ 政令で定める国の行政機関、指定された原子力事業所及び特定航空用機器に係る規定については、法の公布から3か月以内の政令で定める日から施行されます。



小型無人機等飛行禁止法の概要

対象施設等の指定

対象施設

① 国の重要な施設等

(ア 国会議事堂等、イ 内閣総理大臣官邸等、
ウ 対象危機管理行政機関（機関・庁舎を政令で規定）、
エ 最高裁判所、オ 皇居・東宮御所、カ 対象政党事務所)

② 対象外国公館等

③ 対象原子力事業所（類型を政令で規定）

対象施設周辺地域

対象施設の敷地又は区域の周囲300mを基準として、
例えば番地単位で指定することを想定。

各指定権者は、対象施設等を指定するときは、
あらかじめ、警察庁長官等と協議しなければならない。

小型無人機等の飛行の禁止

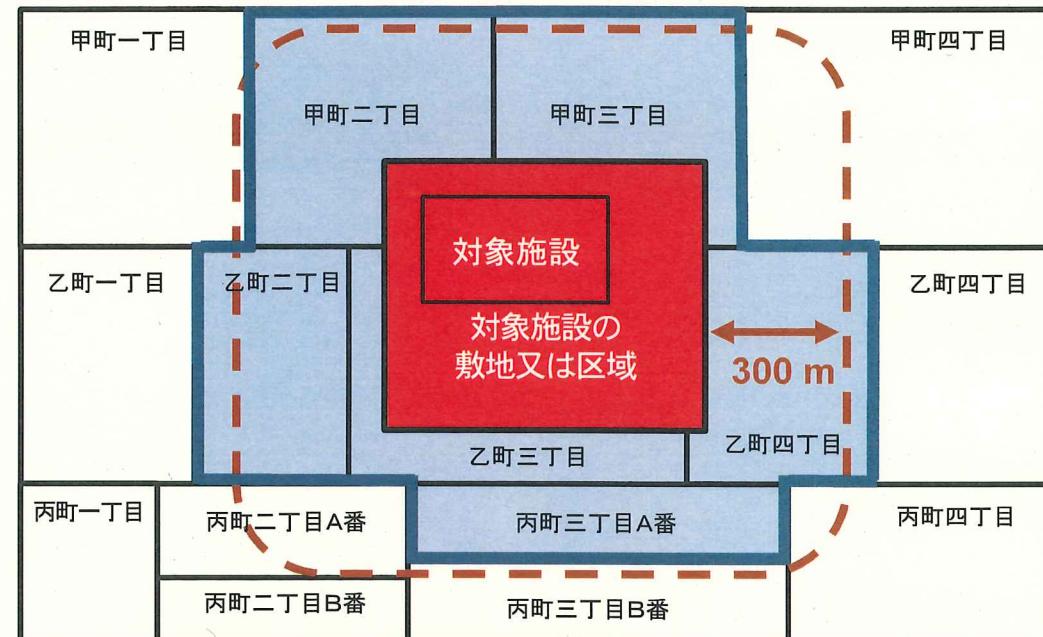
① 小型無人機を飛行させること

⇒ 「飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船その他の航空の用に供する
ことができる機器であって構造上人が乗ることができないもののうち、
遠隔操作又は自動操縦により飛行させることができるもの。」

② 特定航空用機器を用いて人が飛行すること

⇒ 「航空法上の航空機以外の航空の用に供することができる機器であって、
当該機器を用いて人が飛行することができるもの（高度又は進路を容易に
変更することができるものとして国家公安委員会規則で定めるものに限る。）」

施行期日：対象危機管理行政機関・対象原子力事業所・特定航空用機器
に係る規定については、**公布後3か月以内の政令で定める日**
その他の規定については、**公布後20日を経過した日**



青色区域(■)及び赤色区域(■)の上空における飛行を禁止

(適用除外を受ける場合であっても、国家公安委員会規則で定めるところにより、
小型無人機等の飛行を行う旨を都道府県公安委員会等に通報しなければならない。)

▶ 警察官等は、本法の規定に違反して小型無人機等の飛行を行う者に対し、
機器の退去その他の必要な措置をとることを命ずることができる。

また、一定の場合には、即時強制として当該小型無人機等の**飛行の妨害**、
破損その他の必要な措置をとることができる。

青色区域(■)上空における飛行

⇒ 警察官等による**排除命令・排除措置**の対象
(命令違反：懲役1年以下・罰金50万円以下)

赤色区域(■)上空における飛行

⇒ 上記**排除命令・排除措置**に加え、
懲役1年以下・罰金50万円以下の**刑事罰(直罰)**の対象